

## 宅地擁壁製造工場認証事務規程

### (目的)

第1条 本規程は、社団法人全国宅地擁壁技術協会（以下「協会」という。）が宅地造成等規制法施行規則（以下「規則」という。）第5条第2項に規定する認証とそれに係る事務を適正かつ円滑に実施するため、規則第14条の規定に基づきこれを定める。

### (認証事務の時間及び休日)

第2条 認証事務を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 休日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 日曜日
- 二 土曜日
- 三 国民の祝日〔国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日〕
- 四 年末年始（12月28日より翌年1月4日までの間）
- 五 協会設立記念日（4月15日）
- 六 業務上特に必要がある場合の振替休日

### (認証事務を行う事務所及び認証の実施場所)

第3条 認証事務は、次の事務所において行うものとする。

事務所名	所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス
社団法人全国宅地擁壁技術協会	〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1 - 6 - 16 神田渡辺ビル7階	03-5294-1481	03-5294-1483	<a href="mailto:youheki@takukyou.or.jp">youheki@takukyou.or.jp</a>

2 認証に係る実地調査の実施場所は、全国47都道府県内の認証対象となる製造工場とし、認証に係る審査の実施場所は協会又は協会が指定する東京都内の場所とする。

### (認証の申請)

第4条 規則第6条第2項に基づき認証を申請しようとする者（以下「認証申請者」という。）が、国土交通大臣認定擁壁の製造に関する認証を申請する際に提出する様式は、認証申

請書（新規・変更）〔別記様式（１）〕のほか次に掲げる書類又はこれらに準じたものによることとする。

- 1 宅地擁壁製造工場申請会社概要調書 (申請様式-2)
- 2 社内組織図 (申請様式-2-1)
- 3 宅地擁壁製造工場調書(1)(一般事項) (申請様式-3)
- 4 工場の位置図(所在地) (申請様式-3-1)
- 5 工場施設配置図 (申請様式-3-2)
- 6 工場組織図 (申請様式-3-3)
- 7 日本工業規格表示認定製品一覧 (申請様式-3-4)
- 8 日本工業規格表示認定製品以外の製品一覧  
(申請様式-3-5)
- 9 製品製造状況 (申請様式-3-6)
- 10 製造工場調書(2)(当該擁壁に関する事項)  
(申請様式-4)
- 11 品質管理責任者(証明書写し) (申請様式-4-1)
- 12 有資格者(証明書写し) (申請様式-4-2)
- 13 生産工程の概略図 (申請様式-4-3)
- 14 擁壁の製造に関する社内規格一覧表 (申請様式-4-4)
- 15 製品表示報告書 (申請様式-4-5)
- 16 当該擁壁の生産実績(最近6か月間) (申請様式-4-6)
- 17 主要設備  
(1) 生産設備概要表 (申請様式-4-7)  
(2) 検査設備概要表 (申請様式-4-8)
- 18 使用資材一覧表 (申請様式-4-9)
- 19 品質管理一覧表 (申請様式-4-10)
- 20 外注管理一覧表 (申請様式-4-11)
- 21 苦情処理フロー図 (申請様式-4-12)
- 22 公害防止体制状況報告書 (申請様式-4-13)
- 23 産業廃棄物処理体制状況報告書 (申請様式-4-14)
- 24 施工指導報告書 (申請様式-4-15)
- 25 品質保証体制書 (申請様式-4-16)
- 26 その他説明等に必要な資料

2 認証申請者は、前項に掲げる書類を認証を行うことを希望する年度の4月末日までに前条第1項に定める事務所の受付窓口を持参又は郵送による方法により提出し

なければならない。

- 3 規則第12条第1項に規定する認証事務のうち、認証申請者から申請のあった製造工場で行う認証に係る実地調査の実施日については日程等調整後、認証申請者に少なくとも当該調査を行う1週間前までに通知するものとする。

(認証の手数料の額及び収納方法)

第5条 認証の手数料の額は、次のとおりとする。

#### 工場認証手数料

(1工場当たり/円：消費税別)

認証の内容	認証料金 (協会会員)	認証料金 (協会会員外)
1種類の宅地擁壁について工場認証を行う場合	200,000円	250,000円
2種類の宅地擁壁について工場認証を行う場合	350,000円	450,000円
3種類の宅地擁壁について工場認証を行う場合	450,000円	600,000円

なお、再調査等の場合は、必要経費を徴収するものとする。

4種類以上の宅地擁壁について工場認証を行う場合は、宅地擁壁が1種類増えるごとに「3種類の宅地擁壁について工場認証を行う場合」の認証料金に、協会会員は10万円(消費税別)、協会会員以外は15万円(消費税別)増額する。

#### 認証証明書の再発行に係る手数料

1工場につき、1枚1,500円(送料、消費税別)

#### 財務諸表等(謄本・抄本)請求に係る手数料

(送料、消費税別)

財務諸表等の種類	謄本・抄本の別	1部当りの手数料
財産目録	謄本	500円
	抄本	300円
貸借対照表	謄本	600円
	抄本	400円
損益計算書(又は収支計算書)	謄本	300円
	抄本	200円
営業報告書(又は事業報告書)	謄本	300円
	抄本	200円

なお、 に限り本請求ができる者は認証申請者とその他利害関係人に限るものとする。

- 2 前項に掲げる手数料の収納方法又は返納に関することは、別に定める「宅地擁壁製造工場評定料金事務処理規程」によるものとする。

( 認証基準 )

第 6 条 規則第 1 2 条第 1 項第二号に基づき定める認証基準について、実地調査に関する基準については別に定める「宅地擁壁製造工場実地調査基準」、審査に関する基準については別に定める「宅地擁壁製造工場評定基準」によるものとする。

( 認証基準の公表 )

第 7 条 規則第 1 2 条第 1 項第三号に規定する認証基準の公表 ( 変更を含む。 ) の方法については、協会のホームページへの掲載によりこれを行うものとする。

( その他認証の方法 )

第 8 条 申請のあった製造工場における認証に係る実地調査及び審査等は、認証申請者が希望する年度の下半期中に毎年実施するものとする。

- 2 第 6 条に規定する認証基準により行う認証の審査とそれを実施するにあたり設ける委員会等については、別に定める「宅地擁壁製造工場評定委員会設置規程」によるものとする。なお、この際、当該規程中の「評定」は「認証」と読み替えるものとする。

( 不正な手段による認証取得とその処分等 )

第 9 条 不正な手段により認証を受けた者又は受けようとした者については、次のとおり措置することができるものとする。

- 1 ) 申請時に納付した認証の手数料は返還しない。
- 2 ) その事実を確認した日から 2 年の間、認証の申請を拒絶する。
- 3 ) 損害賠償請求は必要に応じてこれを行う。
- 4 ) 法に抵触する不正な手段については、これを告発する。
- 5 ) その事実とそれに伴う措置を協会のホームページにおいて公表する。

( 認証証明書の交付及び再交付 )

第 1 0 条 規則第 1 2 条第 1 項第四号に規定する認証申請者に交付する認証証明は、各工場ごとに交付番号を記し交付するものとし、「認証証明書 ( 別記様式 - 1 ) 」により認証申請者に一括して通知するものとする。

- 2 認証することを認めなかった工場については、その理由を工場ごとに附した「認証

しない旨の通知書（別記様式 - 2）を認証申請者に通知するものとする。

- 3 第1項において各工場ごとに交付した認証証明書を認証申請者が紛失、焼失等した場合、認証申請者は「認証証明再交付申請書（別記様式 - 3）」により認証証明書の再交付を申請するものとする。

（認証の有効期間その他認証の更新）

第11条 規則第7条第1項に基づき定める認証の有効期間は、前条第1項に基づき交付した認証証明書の認証年月日から5年とし、認証はその期間の経過によってその効力を失うものとする。

- 2 認証の更新については、第4条各項に準じて行うものとする。なお、この際、本条項中「規則第6条第2項」は「規則第7条第2項」、「認証を申請する者（以下「認証申請者」）は「認証を更新しようとする者」、「認証を」は「認証の更新を」と読み替えるものとする。

（認証の取り消し）

第12条 認証された工場が規則第12条第1項第五号イまたはロに該当した場合は認証を取り消すとともに、「認証取消通知書（別記様式 - 4）」により認証申請者に通知するものとする。

（帳簿の記載等）

第13条 規則第20条第3項に基づき、同条第1項に規定する帳簿を認証事務の全部を廃止するまで保存するものとする。また、その他認証にかかる書類については認証の有効期間（5年）内保存するものとする。なお、本帳簿は電子計算機に備えられたファイルとその記録記載によるものとし、必要に応じて紙面に出力するものとする。

（認証事務に関する書類）

第14条 第4条第1項及び第10条第3項に規定する申請及び第17条に規定する請求に関する書類は、第3条第1項に掲げる事務所の窓口で認証申請者に配布又は認証申請者の請求により認証申請者に郵送するほか、協会直接のホームページからダウンロードできるものとする。

（認証事務に関する秘密の保持）

第15条 規則第12条第1項第八号に基づき、認証事務により知り得た秘密の保持は「宅地擁壁製造工場評定実施要領」に基づいて行うものとする。

( 認証事務に関する公正の確保 )

第 16 条 規則第 12 条第 1 項に基づき、特定の者を差別的に取り扱わないなど認証事務の実施には公正を確保するものとする。

( 財務諸表等の請求 )

第 17 条 規則第 16 条第 2 項に基づき認証申請者その他利害関係人が登録認証機関の業務時間内に請求する同条項第二号でいう財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(以下「財務諸表等」という。)の謄本又は抄本の請求については、「財務諸表等(謄本・抄本)請求書」(別記様式 - 5)により請求するものとする。

なお、本請求書においては、請求者が認証申請者ではない場合、その他利害関係人であることの具体的な説明を要する。

2 請求者がその他利害関係人であるか否かの判断は、前項における説明により登録認証機関が行うものとする。

( その他認証事務に関して必要な事項 )

第 18 条 本規程を改正した場合には、すみやかに協会のホームページにおいてこれを公表するものとする。

2 認証事務に関する質問や疑義等は、本規程第 3 条第 1 項に定める事務所の窓口でこれを電話、FAX、メール等でこれを受け付けるものとする。

3 本規程に定めなき事項は、別に定める「宅地擁壁製造工場認証実施要領」等によるものとする。